

## 多摩市ミニバス再編に伴う「多摩市運賃協議会」の設置について

多摩市ミニバス再編に伴い、運賃料金の設定及び変更の必要があるため、多摩市地域公共交通会議設置要綱第8条に基づき、「多摩市運賃協議会」を設置します。

### (1) 多摩市運賃協議会 委員構成 (案)

職名	氏名	協議会構成委員
委員	三浦 裕介	京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長
委員	中村 一雄	多摩市自治連合会副会長
委員	小林 聰	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送担当）
委員	小柳 一成	多摩市都市整備部長

### (2) 多摩市運賃協議会 会議日程

時期（予定）	内容（予定）
令和7年11月下旬	①多摩市ミニバス再編に伴う運賃設定について

※第20回多摩市地域公共交通会議と同日に開催を予定

※会議は非公開

### (3) 道路運送法第9条第5項に基づく意見反映について

- 募集期間（予定）：令和7年10月20日（月）から令和7年11月7日（金）まで
- 告知方法：たま広報10月20日号、多摩市公式ホームページ等
- 提出方法：直接持参、郵送、ファクシミリ、公式ホームページ内の受付フォーム

（参考）道路運送法第9条第4項の概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ことにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長が住民の意見を代表するものとして指名する者

（参考）道路運送法第9条第5項の概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。